

令和 5 年 1 月 日

九州運輸局 宮崎運輸支局長 殿

名 称 日向市
住 所 日向市本町 10 番 5 号
代表者の氏名 日向市長 十屋 幸平

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 日向市
住 所 宮崎県日向市本町 10 番 5 号
代表者の氏名 日向市長 十屋 幸平

2. 登録番号 九宮市交第 12 号

3. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路線

①市街地

		起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
東路線 1	1	日向市鶴町 1 丁目 76 番地	イナウノ日向	日向市江良町 2 丁目 82 番地先	9.1km
	2	日向市江良町 1 丁目 3 番地 1 先		日向市原町 2 丁目 6 番地先	0.9km
	3	日向市鶴町 1 丁目 76 番地 9 先	日向警察署	日向市原町 2 丁目 87 番地先	0.3km
東路線 2	1	日向市大字日知屋古田町 61 番地 1		日向市大字日知屋 5552 番地 507 先	3.0km
	2	日向市大字日知屋古田町 45 番地先		日向市大字日知屋 5814 番地先	0.6km
	3	日向市大字日知屋 3389 番地 17 先	塩田団地入口	日向市鶴町 3 丁目 12 番地先	2.0km
	4	日向市鶴町 1 丁目 76 番地 9 先	日向警察署	日向市原町 2 丁目 87 番地先	0.5km
南路線 1	1	日向市比良町 1 丁目 8 番地先	財光寺中学校	日向市大字平岩 6449 番地 127 先	7.7km
	2	日向市平岩 7466 番地先	マルイ財光寺店	日向市原町 2 丁目 7 番地 62 先	5.6km
南路線 2	1	日向市財光寺 225 番地先	ホムワイド 財光寺店	日向市比良町 1 丁目 8 番地先	5.6km
	2	日向市比良町 2 丁目 2 番地先		日向市南町 8103 番地 9 先	0.8km

西路線 1	1	日向市原町 1 丁目 14 番地先	鮫島病院前	日向市大字塩見 9338 番地先	7.3km
	2	日向市大字塩見 15148 番地 1 先	比良街区公園	日向市原町 1 丁目 14 番地先	2.7km
西路線 2	1	日向市本町 52 番地先	本谷	日向市富高 605 番地 5 先	11.3km
北路線 1	1	日向市富高 7494 番地先		日向市春原町 1 丁目 87 番地先	0.4km
	2	日向市富高 6990 番地	花ヶ丘	日向市上町 9181 番地先	6.2km
北路線 2	1	日向市鶴町 1 丁目 76 番地		日向市亀崎 2 丁目 20 番地先	1.0km
	2	日向市亀崎 2 丁目 34 番地先	大王谷コミュニケーション	日向市大王町 4 番地 69 地先	2.1km
	3	日向市日知屋 12106 番地 287 地先	ミスターマックス日向ショッピングセンター	日向市日知屋 11043 番地 2 地先	6.6km

		起 点	主たる経過地	終 点	キ 口 程
美々津 日向市駅 線 1	1	日向市大字財光寺 7305 先	山下	日向市大字財光寺 7260 先	1.1km
	2	日向市大字財光寺 3413 番 8 先	山下	日向市大字財光寺 3446 先	0.2km
	3	日向市大字財光寺 8454 番 3 先	日向工業高校	日向市大字平岩 269 番 1 先	3.1km
	4	日向市大字平岩 1531 番 4 先	金ヶ浜	日向市大字平岩 1392 先	5.8km
	5	日向市美々津町 2249 番 1 先	高松	日向市美々津町 525 番 1 先	2.3km
美々津日向 市駅線 2	1	日向市大字財光寺 3445 番 74		日向市大字平岩 8454 番 3 先	0.3 km
	2	日向市美々津町 5175 番 3 先		日向市美々津町 4452 番 1 先	1.9 km

②東郷地域

		起 点	主たる 経過地	終 点	キ口 程
福瀬 小野田線	1	日向市東郷町山陰乙 3309 番地先		2 日向市東郷町山陰乙 2656 番地先	7.4km
	3	日向市東郷町山陰乙 2228 番地 3 先		4 日向市東郷町山陰乙 582 番地 1 先	2.6km
	5	日向市東郷町山陰乙 959 番地 1 先		6 日向市東郷町山陰乙 36 番地 1 先	1.8km
	7	日向市東郷町山陰乙 381 番地 2 先		8 日向市東郷町山陰丙 69 番地先	3.6km
	9	日向市東郷町山陰丙 1262 番地先		10 日向市東郷町山陰 1197 番地 5 先	1.1km
	11	日向市東郷町山陰丙 1037 番地 6 先		12 日向市東郷町山陰丙 1413 番地先	0.4km
鶴野内 迫野内 八重原線	13	日向市東郷町八重原迫野内 1292 番地口先		14 日向市東郷町八重原迫野内 719 番地先	10.7km
	15	日向市東郷町八重原迫野内 7 番地 4 先		16 日向市東郷町山陰辛 194 番地 1 先	2.9km
	17	日向市東郷町山陰先辛 244 番地 1 先		18 日向市東郷町山陰辛 642 番地 10 先	1.4km
田野 羽坂線	19	日向市東郷町山陰己 925 番地先		20 日向市東郷町山陰丁 777 番地先	5.2km
	21	日向市東郷町山陰丁 1050 番地先		22 日向市東郷町山陰丁 461 番地 5 先	0.7km
	23	日向市東郷町山陰先丁 486 番地先		24 日向市東郷町山陰丁 246 番地 2 先	0.9km
	25	日向市東郷町山陰丁 101 番地先		26 日向市東郷町山陰己 1219 番地 1 先	3.6km
仲深 坪谷線	27	日向市東郷町下三ヶ 1046 番地先		28 日向市東郷町坪谷 2569 番地先	6.4km
	29	日向市東郷町坪谷 442 番地先	道の駅東郷	12 日向市東郷町山陰丙 1413 番地先	8.9km
仲深坪谷 越表線	30	日向市東郷町下三ヶ 2034 番地 44 先		31 日向市東郷町下三ヶ 1338 番地先	4.4km
	32	日向市東郷町下三ヶ 1426 番地先		33 日向市東郷町戊 477-イ先	13.6km

③南部地域

	起 点		主たる 経過地	終 点		キロ程
	1	2		3	4	
寺迫 庭田線	1	日向市東郷町山陰甲 3309 番地先		2	日向市美々津町 437 番地 9 先	10.5km
	3	日向市東郷町山陰甲 1345 番地 7 先		4	日向市美々津町 3432 番地 1 先	5.6km
	5	日向市美々津町 3234 番地 14 先		6	日向市大字幸脇 303 番地 5	1.8km
飯谷 田の原線	7	日向市東郷町山陰甲 873 番地 1 先		8	日向市美々津町 5007 番地 1 先	6.5km
	9	日向市美々津町 5209 番地 3 先		10	日向市東郷町山陰乙 2498 番地先	6.4km
	11	日向市大字幸脇 2009 番地先		12	日向市美々津町 2881 番地先	4.5km
	13	日向市美々津町 3667 番地先		4	日向市美々津町 3432 番地 1 先	0.5km
	16	日向市美々津町 5570 番地 3		17	日向市美々津町 5609 番地 2 先	0.6km
鵜毛柳木線	14	日向市大字平岩 5053 番地 4 先	南日向駅	15	日向市大字幸脇 241 番地 7	14.1km

(2) 運送の区域

区 域	備 考
東郷町（寺迫区を除く）	乗合バスとうごう
平岩区・幸脇区・美々津・ 東郷町寺迫区	乗合バスなんぶ

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
日向市役所	宮崎県日向市本町 10 番 5 号

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
	バス	普通自動車 (軽)	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
日向市役所 (日向交通協同組合 、宮交タクシー)	4	1 ()	5	()	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	市民及び市内外の旅行者
--------	-------------

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額
(必要に応じ関係資料を添付のこと)

種別		使用料
普通利用		市街地、東郷地区及び、南部地区の運行路線においては、1回の利用につき200円。
		南部地区と市街地間の運行路線においては、最初の12キロメートル未満を200円とし、以後4キロメートルごとに50円を加算した額。
		(乗換割引券の発行を受けた者が当日に他路線に乗り換える場合には割引券に記載されている金額について使用料の割引を行う。)
回数乗車券		100円券11枚つづりにつき1,000円
		200円券11枚つづりにつき2,000円
		50円券11枚つづりにつき500円
定期乗車券	単一路線定期乗車券(発行を受けた者が定められた期間内に市民バスの特定の運行路線について、不特定回数乗車することができる乗車券)	1箇月につき5,000円
	全路線定期乗車券(発行を受けた者が定められた期間内に市民バスのすべての運行路線について、不特定回数乗車することができる乗車券)	1箇月につき6,000円
一日乗車券(発行を受けた者が発行日に限り、南部地区と市街地間の運行路線を除く市民バスの運行路線について、不特定回数乗車することができる乗車券)		1日の利用につき500円
備考		
<p>1 1歳以上小学生以下の小児の普通利用、定期乗車券及び一日乗車券(以下「普通利用等」という。)による使用料についてはこの表に規定する使用料の2分の1の額とし、1歳未満の小児の普通利用等による使用料については無料とする。ただし、乗客(小学生以上の者に限る。)に同伴される1歳以上小学校就学前の小児の普通利用等による使用料については、当該乗客1人につき2人までを無料とする。</p> <p>2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示した場合の普通利用等による使用料については、この表に規定する使用料の2分の1の額とし、これらの者を介助する者の普通利用等による使用料については無料とする。</p> <p>3 使用料の額に10円未満の端数金額がある場合は、これを10円に切り上げる。</p>		

9. 添付書類

- (1) 路線図
- (2) 地域公共交通会議（又は協議会）において協議が調ったことを証する書類
- (3) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (4) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (5) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (6) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (7) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (8) 登録証